

【2019 年 7 月 3 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第 106－2 号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△
今回の厚労省人事労務マガジンは 2 回に分けてお送りしています。

目次

【トピックス】

10. セルフ・キャリアドック導入支援の拠点を全国 5 か所に開設しました
～従業員のキャリア形成を促進・支援するための仕組み作りを無料で支援～
11. 「令和元年度 過重労働解消のためのセミナー」の参加者募集中！
～全国 47 都道府県で、9 月から順次開催します（参加無料）～
12. 新たに起業された皆さま、働く人のための環境は整っていますか？
～専門家が労働に関するセミナーや個別訪問・支援を無料で行います～
13. 「労働契約等解説セミナー2019」の参加者募集中！
～全国 47 都道府県で開催します（参加無料）～
14. 「無期転換ルール」への対応や、無期転換後の受け皿としての「多様な正社員」
制度導入を検討している企業を無料でサポートします（専門家派遣のご案内）
～多様な働き方を促進することで、人材の確保・定着にも有効です～

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆ハラスメント悩み相談室を開設しました！
- ◆広報誌『厚生労働』7月号発売中！
- ◆現在の雇用失業情勢

【トピックス 10】セルフ・キャリアドック導入支援の拠点を全国 5 か所に開設しました
～従業員のキャリア形成を促進・支援するための仕組み作りを無料で支援～

厚生労働省では、平成 30 年度から企業の「セルフ・キャリアドック」の導入を支援する拠点を設置し、無料で支援を行っています。令和元年度は、札幌、東京、名

古屋、大阪、福岡の5か所に拠点を開設しました（平成30年度は東京と大阪の2か所）。

「セルフ・キャリアドック」とは、企業がその人材育成ビジョンに基づき、キャリアコンサルティングとの面談とキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的を実施することを通して、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組です。この仕組みを活用することで、従業員の仕事に対するモチベーションアップや定着率の向上などが図られ、企業の生産性向上にも寄与することが期待できます。

各拠点にいる、企業内の人材育成やキャリア形成に精通した導入キャリアコンサルタントが、セルフ・キャリアドックの導入を検討する企業の状況や要望に応じたアドバイスを行います。具体的な支援が無料で受けられますので、お気軽にお申し込み・お問合せください。

【拠点の概要】

開設日：令和元年5月22日（水）

設置場所：

[札幌拠点] 〒060-0806 北海道札幌市北区北6条西8丁目
学校法人大原学園札幌校

[東京拠点] 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-58
大原簿記学校3号館2階

[名古屋拠点] 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-18-10
学校法人名古屋大原学園3号館

[大阪拠点] 〒530-0051 大阪府大阪市北区太融寺町2-14
学校法人大原学園梅田校

[福岡拠点] 〒812-0026 福岡県福岡市博多区上川端町14-13
学校法人大原学園福岡校

※本事業は学校法人大原学園が厚生労働省より受託・運営します。

【詳細はこちら】

セルフ・キャリアドック導入支援サイト

<https://selfcareerdock.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ先】

電話 札幌 03(3230)2445、東京 03(5577)4710、名古屋 03(3230)3326、

大阪 03(6261)7174、福岡 03(6261)7524

※各拠点 IP 電話のため、電話番号は 03 から始まります

※受付時間 9:00～17:00（月～金）、年末年始祝祭日を除く

メール selfcareerdock@mail.o-hara.ac.jp

【トピックス 11】「令和元年度 過重労働解消のためのセミナー」の参加者募集中！
～全国 47 都道府県で、9 月から順次開催します（参加無料）～

厚生労働省は、事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方などを対象に、過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを習得するためのセミナー参加者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策」、「取組事例紹介」など具体的事例を交えて、分かりやすく紹介します。セミナー参加者には、すぐに使える、取組カレンダー（B3判）を無料プレゼントします。

なお、このセミナーは、どなたでも無料でご参加いただけますので、ご関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

■過重労働解消のためのセミナー

開催地域：全国 47 都道府県

開催回数：64 回（予定）

定員：各回先着 100 名程度

【お申込みなど詳細はこちら】

過重労働解消のためのセミナー

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

【お問い合わせ先】

厚生労働省委託事業 過重労働解消のためのセミナー事業事務局

株式会社 東京リーガルマインド（委託先）

電話 03（5913）6085 ※受付時間 9:00～17:00（月～金）

E-Mail kaju-seminar@lec-jp.com

【トピックス 12】新たに起業された皆さま、働く人のための環境は整っていますか？

～専門家が労働に関するセミナーや個別訪問・支援を無料で行います～

厚生労働省では、5年以内に起業、分社、異業種への進出、初めて人を雇用するなどした事業主の方を対象に、労働関係法令や労務管理の実務について学んでいただくセミナーや個別訪問・支援を行っています。いずれも無料です。【事前申込制】

【セミナー】

セミナーでは、労務管理や安全衛生管理などの基本的なルールに加え、今年4月から始まった働き方改革に関する新たなルールについても分かりやすく説明します。

参加者には、「やさしく分かりやすく」編集したテキストなどを無料で配布し、社会保険労務士等の労働法の専門家がその内容について分かりやすく丁寧に解説します。

【個別訪問・支援】

希望される事業主の方を対象に、労働法の専門家である社会保険労務士等が個別に事業場を訪問し、事業主の皆さまの相談を伺いながら、それぞれの事情に応じた適切なアドバイスを行い、適正な就業環境を整備するお手伝いを無料で行います。

労働トラブルを防ぐためには、労働関係法令の内容を理解し、ルールに沿った労務管理を行うことが大切です。セミナーと個別訪問・支援により、トラブルを未然に防ぐとともに、働く人が集まり、定着するような職場環境を整えましょう！

最新の情報は、以下のウェブサイトに掲載されています。皆さまのお申し込みをお待ちしています。

【お申込など詳細はこちら】

■委託先：ランゲート株式会社

<http://www.langate.co.jp/shinki-kigyuu/index.html>

住所 京都市中京区泉正寺町 328 西川ビル 4 F

電話 075(741)7862（電話受付時間 平日 9～18 時）

【トピックス 13】「労働契約等解説セミナー2019」の参加者募集中！

～全国 47 都道府県で開催します（参加無料）～

厚生労働省は、労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に、「安心して働く」ための労使をつなぐルールである「労働契約」に関するセミナー参加者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎」、「無期転換ルール」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に関する基本的な事項を分かりやすく解説します。セミナー終了後には、労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する個別相談会を開催します。

なお、このセミナーは、どなたでも無料でご参加いただけますので、ご関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

■開催地域

全国 47 都道府県

■参加費用・テキスト代

無料

■対象者

どなたでもご参加いただけます。

■セミナー時間

【受付時間】 12:00～13:00

【セミナー】 13:00～15:45

【個別相談】 15:45～16:45

■申込方法

【WEB】 <http://労働契約等解説セミナー.site/>

【FAX】 075(741)7862

下記「お問い合わせ先」にお電話（または上記へ FAX）いただければ、申込用紙

をお送りします。

※その他、「中小零細規模企業向けセミナー」、「労働者向けセミナー」への講師の 無料派遣も受付けています！（詳しい内容は、労働契約等解説セミナーホームページよりご確認ください。）

■お問い合わせ先

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2019」事務局

ランゲート株式会社（委託先）

電話 075(741)7862 ※受付時間 9:00～18:00（祝日除く月～金）

【トピックス 14】「無期転換ルール」への対応や、無期転換後の受け皿としての「多様な正社員」制度導入を検討している企業を無料でサポートします（専門家派遣のご案内）
～多様な働き方を促進することで、人材の確保・定着にも有効です～

厚生労働省では、「無期転換ルール」への対応や「多様な正社員」制度の導入を検討している企業を無料でサポートしています。社内制度化を検討するために、必要な助言や支援を行う社会保険労務士などのコンサルタントを派遣します。

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が更新されて契約期間が通算5年を超えたときに、有期契約労働者からの申込みによって、無期労働契約に転換されるというルールです。

このルールを規定した改正労働契約法が施行されてから、2019年4月で6年が経ち、多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生しています。「無期転換ルール」への対応を円滑に行うためには、無期転換後の労働条件などの制度設計を行い、それに従って就業規則の整備などの社内制度化を図る必要があります。

また、無期転換した労働者の有効活用を図るためには、「多様な正社員」制度を併せて活用することも効果的であり、人材の確保・定着や、ワーク・ライフ・バランスの実現にも有効な対応となります。

コンサルタントは日本全国に配置されており、相談料などはすべて無料です。2回の訪問で効率的に実施できますので、ぜひこの機会に、「無期転換ルール」に関する社内制度を整備してみましよう。

【無期転換コンサルタントによる主な支援内容】

- ・ 社内制度化に向けた課題把握
- ・ 制度導入に向けた助言・援助
- ・ 就業規則の整備などについての助言

【1次募集締切】

7月31日（水）

※定員に達し次第、募集を締め切る場合があります。

【募集定員】

100社程度

【申込方法など詳細はこちら】

無期転換ルールに関する取組に対する啓発支援事業

<https://www.mukitenkan.jp/consulting>

【お問い合わせ先】

厚生労働省「無期転換ルールに関する取組に対する啓発支援事業」事務局

PwC コンサルティング合同会社（委託先）

電話 03(6869)5037 ※受付時間 10:00～17:00（月～金）

E-mail consulting-jimukyoku@mukitenkan.jp

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼ ハラスメント悩み相談室を開設しました！ ▲△

職場におけるセクシュアルハラスメント（セクハラ）、妊娠・出産、育児休業などに関するハラスメント（マタハラ）、パワーハラスメント（パワハラ）に悩んでいる方、お困りの方からの電話やメールによる相談を受け付ける「ハラスメント悩み相談室」を開設しました。（6月17日相談受付開始：相談無料）

○電話相談

0120-714-864（ナイヨ ハラス）

受付時間 月曜～金曜 12:00～21:00

土曜・日曜 10:00～17:00

祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は除く

○メール相談

受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>

メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp

▽▼ 広報誌『厚生労働』7月号発売中！ ▲△

毎月1日発行の広報誌「厚生労働」は、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。7月号の特集は、「中小企業のためのテレワークの疑問大解決BOOK」と題して、テレワークを始めたい中小企業の助けとなる情報を紹介しています。

■特集 「中小企業のためのテレワークの疑問大解決BOOK」

育児・介護と仕事の両立、人材確保などにつながるテレワーク。大企業では導入が進んでいますが、中小企業では一部しか導入されていません。

本特集では、テレワークを始めたい中小企業の参考となるよう中小企業で導入された事例や施策を紹介しています。

また、「働き方最前線」では、「Smart & Fun!」をスローガンに掲げ、コアタイムなしのフレックスタイム制の導入やAIなどを活用して業務効率化を図っているIT企業、ソフトバンク株式会社の取組を紹介しています。

このほか、「時間外労働等改善助成金」の紹介など、人事労務担当者の方にご覧いただきたい情報を掲載しています。

【詳細はこちら】

広報誌「厚生労働」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/201907.html

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

6月28日に公表された、5月の完全失業率は、2.4%と前月と同水準、有効求人倍率は1.62倍と前月より0.01ポイントの低下となりました。

現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201905.pdf>

(PDF : 373KB)

【一般職業紹介状況】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212893_00019.html

-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-